

北 安 中 部 漁 業 協 同 組 合

内共 第4号 第5種 共同漁業権

遊 漁 規 則

北安中部漁業協同組会内共第4号第5種共同漁業権

遊 漁 規 則

(目 的)

第1条 この規則は、この組合の有する、内共第4号第5種共同漁業権に係わる漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うぐい、こい、かじか、いわな、やまめ、にじます）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 遊漁料は、第7条2項に掲げる場所、又は組合が指定するオンラインサービスにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

3 前項の規定による申請は、竿釣による遊漁の場合には口頭又は組合が指定するオンラインサービスで、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。ただし、オンラインサービスで申請した場合は、竿釣りによる遊漁に限るものとする。

4 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には、第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められている場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

5 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項に規定する遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表にア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具漁法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内でなければならない

ア 魚類	イ 漁具漁法	ウ 統数 又は 規模
あ ゆ	竿 釣	1人1本以内
あゆ 以外の魚種	竿 釣り	1人1本以内
	投網、たも網	網目こま15ミリメートル以上 1人1統以内 たも網にあつては口径45センチメートル以下

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
うぐい、こい、	周 年
かじか	5月16日から翌年2月末日まで
いわな、やまめ、 にじます	2月16日から9月30日まで

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
(1) 大町市平の高瀬ダム敷下流端 (放流吐出口) から上流アバまでの区域	周 年
(2) 大町市平の七倉ダム敷下流端 (放流吐出口) から上流アバまでの区域	周 年

(3) 大町市平の中の沢発電所放流口を中心とし 上流25m及び下流25mの区域	周年
(4) 農具川（投網及びたも網の場合）	周年
(5) 鹿島川支流井出の沢、鹿島川サイホンから 大町市平1367-5と1367-26を結んだ橋深の下流端 までの区域及び、井出の沢合流点から大町市平2028-5湧 水流出点までの区間	周年
(6) 籠川（投網、たも網の場合）	周年

（全長制限）

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 大 き さ
うぐい	全長10センチメートル
こい	全長18センチメートル
いわな、やまめ、にじます、	全長15センチメートル

（遊漁料の額及び納付の方法）

第7条 第2条第4項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、事項ただし書きに規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする

（1）竿釣による遊漁の場合

承認期間	遊漁料
1日	1,000円
1年	5,000円

（2）前号の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げるものの遊漁料は下欄に掲げるとおりとする。

区分	遊漁料
中学生以下 及び身体障害者	無料

(3) 第1号以外の遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	承認期間	遊漁料
あゆ 以外の魚種	投網、たも網	1 日	1, 500円
		1 年	5, 000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインサービスにおいてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁をする場所において、漁場監視員にすることができる。

- (1) 大町市大町2763 北安中部漁業協同組合事務所
- (2) 大町市平2112 北安中部漁協協同組合コヲミ平釣堀センター
- (3) 前号に掲げる場所のほか、組合が指定し掲示した場所、又は組合が指定するオンラインサービス

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号から第2号までに規定する遊漁料承認証（オンラインサービスにより発行されたものを含む。以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関しては必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する処置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、その者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

附 則

この規則は令和6年1月1日から施行する。(行政庁の許可 令和5年12月1日)

この規則は、令和8年6月1日から施行する。(行政庁の認可 令和 年 月)

別 記

様式第 1 号 遊漁承認証 (1 日券)

表

裏

No. _____

遊 漁 承 認 証

下記の通り遊漁を承認します。

記

遊 漁 者	(住所)
	(氏名)
	(年齢)

承認期間 令和 年 月 日

魚種 あゆ、うぐい、こい、かじか、いわな
やまめ、にじます

漁具・漁法 竿釣・投網・たも網

遊漁区域 大町市内の高瀬川及び乳川の本流
及び支流

遊漁料 円

発行年月日 令和 年 月 日

発 行 者
北安中部漁業協同組合 印

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁するときは遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
- 4 魚種別遊漁期間

あ ゆ	6 月 1 日から 1 2 月 3 1 日 までの期間内で組合で定め て公表する期間
う ぐ い こ い	周 年
か じ か	5 月 1 6 日から翌年 2 月 末 日まで
い わ な や ま め に じ ま す	2 月 1 6 日から 9 月 3 0 日 まで

様式第2号 遊漁承認証（1年券）

遊 漁 承 認 証

下記の通り遊漁を承認します。

注意事項

- 1 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁者は、遊漁監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
- 4 魚種別遊漁期間

記

遊 漁 者	(住所)
	(氏名) (年齢)

承認期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

魚種 あゆ、うぐい、こい、かじか、いわな
やまめ、にじます

漁具・漁法 竿釣・投網・たも網

遊漁区域 大町市内の高瀬川及び乳川の本流
及び支流

遊漁料 円

発行年月日 令和 年 月 日

発 行 者

北安中部漁業協同組合 印

あゆ	6月1日から12月31日 までの期間内で組合で定め て公表する期間
うぐい こい	周 年
かじか	5月16日から翌年2月末 日まで
いわな やまめ にじます	2月16日から9月30日 まで

表

裏

No. _____	
漁 場 監 視 員 証	
上記のものは、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
住所	
氏名	年齢
有効期間	自 令和 年 月 日
	至 令和 年 月 日
発行者	
北安中部漁業協同組合 印	

注 意 事 項
<ul style="list-style-type: none">○ 漁場監視の際は必ず本証を携帯すること。 ○ 組合員証（腕章）又は遊漁承認証を所持しない遊漁者を発見したときは、裕吾承認証の購入をさせること。 ○ 前項の支持に従わない者は遊漁の中止をさせその旨を直ちに組合に報告するものとする。